

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価

※目標に対する実施内容の達成状況を「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成出来なかった」の指標により自己評価

区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防・重度化防止	高齢化が一層進行して認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が持続できるよう、相談支援機能の充実や認知症支援推進など、地域包括ケアシステムの充実、強化を図る。	地域包括支援センターを拠点として地域包括ケアシステムの推進と深化に取り組む。総合相談支援事業では初期相談から訪問・実態把握までを一貫して速やかな対応を行う。認知症総合支援事業では、認知症サポート養成や認知症カフェ運営を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる体制作りを目指す。権利擁護事業では成年後見制度の活用促進や高齢者虐待防止のためのさまざまな活動を強化する。	・支援センター新規相談件数 H30.710件 H31.760件 H32.800件 ①相談時点で何らかの対応が必要と判断されたケースについては速やかに実態把握訪問を行う。 ②介護保険サービスの利用が必要と思われたケースについては介護支援専門員のマッチングと紹介を行う。 ・認知症サポート養成人数 H30.310人 H31.310人 H32.310人 ・認知症カフェ開催 H30.1か所 H31.2か所 H32.2か所 ③認知症カフェを毎月開催、現在一か所での開催だが複数個所での開催を目指す。 ・高齢者虐待に係る通報相談件数 H30.15件 H31.15件 H32.15件 ④高齢者虐待に係る通報相談の全てについて事実関係確認の上でケース検討会議を行う。	「○」 ①新規相談584件のうち介護保険サービスに関する相談が425件、占める割合はおおよそ73%であった。新規相談のおよそ69%について実態把握訪問を行った。介護保険サービスに係る相談のうちおおよそ65%についてCMとの調整マッチングを行った。②今年度新しい試みとして特定の団体等ではなく広く住民(市内消防団幹部)を対象とした養成講座を開催した。③市内社会福祉法人に委託して毎月一回開催、参加者月平均21名であった。④件数自体は例年並み(13件)、相談通報の全てに対してケース検討会議を開催し、虐待と判断された案件(5件)全てに具体的支援策を策定した。	新規相談件数は月平均約48件と減少傾向だが、他業務との兼合いから速やかな実態把握訪問が実施できない場合がある。サポート養成については予定通り住民対象の講座を開催したことと併せて、高校生と対象の養成講座も実施することができた。認知症カフェは初めての試みとして市内別地区で開催した。次年度も別地区での開催を行うと共にいずれは複数の地域で同時開催できるよう準備したい。虐待防止については全件について他担当課管理職を交えたケース検討が実施できており、一時保護など虐待者からの分離や成年後見制度活用などの支援を行っている。
①自立支援、介護予防・重度化防止	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために地域ぐるみで取り組む体制整備が必要と考えるが、現状で第一層協議体は活発に議論する場とはなっておらず、第二層協議体は未だ設置されていない。地域の考え方や特性の違いにより取り組む方向性も異なるため、地域にあった体制整備が必要。また高齢者自身が健康について考え介護予防に関心を持つためにいきいき健幸教室を開催しているが受講者は減少傾向。住民主体で開催して、市から体操講師を派遣する健幸隊については、第三層協議体に繋がる要素が徐々に増えてきている。今後はいきいき健幸教室参加者が健幸隊を立ち上げるという流れを考えたい。	・第二層協議体立ち上げのため各団体へ説明等の働きかけ ・健幸隊を広めていくため体操等のデモを実施 ・健幸隊に講師派遣せずとも開催できるようにサポートリーダーを育成する	・第二層協議体の設置 H30 1か所 H31 2か所 H32 3か所 ・健幸隊グループを広める H30 7会場 H31 8会場 H32 9会場 ・介護予防サポートリーダー養成 H30 3人 H31 5人 H32 10人	「○」 ・2地区の住民主体の会に参加し地域の実態把握を行った。第二層協議体の設立には至っていない。 ・地域住民主体の健幸隊に関しては、団体数が伸びてきている。11団体(実人数181名)が2団体増加したが、サポートリーダーが中心になり地域で団体を作り体操を開催するまでには時間を要する。 ・介護予防サポートリーダー継続研修会受講者10名。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第一層協議体会議及びサポートリーダー継続研修会が中止。	第二層協議体については、メンバーの選出、地域に必要なもの、地域の考え方や、それぞれ違いを踏まえ、住民に理解をしてもらうため、小さな地区(組等)単位の状況把握が必要であり高齢者の実態把握訪問などにも取り入れ地域の実情把握に努める。また、介護予防に関する意識啓発や支えあい活動の大切さを市民にPRしていく必要がある。 健幸隊については、現在体操の講師を派遣し毎月1回開催しているが、地域での取り組みが継続していけるよう代表者等へのサポートしていく。また、介護予防サポートリーダーの養成継続を行っていきながら地域での活躍の場も検討していく。今後いきいき健幸教室などに参加している方々から健幸隊につなげられる流れを作り、地域住民が主体となって開催できる高齢者の通いの場となり、支えあいの地域づくりへつなぐ事を考えている。
②介護給付適正化	介護給付の適正化を推進するうえで、保険者として適正化主要5事業の実施が求められているが、限られた人員配置の中ですべての事業を実施することは難しい状況にあったが、第7期介護保険事業計画においては主要5事業すべての実施が望まれている。	介護給付適正化のために行う適正化事業は、保険者である市が本来発揮すべき保険者機能の一環として主体的・積極的に取り組むことが求められている。このため本市では要介護認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修等の点検・縦覧点検、医療情報との突合および介護給付通知の主要5事業を実施する。	①要介護認定の適正化 (事業内容)要介護認定の変更または更新認定に係る調査内容について、市職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。 (指標)認定調査票点検件数 H30:全件 H31:全件 H32:全件 県主催の研修会参加 H30:2回 H31:2回 H32:2回 ②ケアプラン適正化 (事業内容)介護支援専門員が作成した住宅介護サービス計画等の記載内容について事業者に資料提出を求め、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことで、被保険者が真に必要なサービスを確保すると共にその状態に適合しないサービス提供を改善する。 (指標) 新規・更新時にケアプランを点検する割合 H30:100% H31:100% H32:100% ③住宅改修と福祉用具の適正化 (事業内容) 事前申請や支給申請の書類を点検し、疑義が生じた場合は介護支援専門員や施工業者に聞き取り調査を行い、必要に応じて現地確認を行う。軽度者への福祉用具貸与についてはサービス計画書類等で貸与の必要性や利用状況等を確認する。 (指標)H30:全件 H31:全件 H32:全件 ④介護給付の請求内容の点検 (事業内容)県国保連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用して、請求内容点検を実施する。誤りや不適切と認められる請求を発見した場合には速やかに返還手続きを取るよう事業者を指導する。 (指標)縦覧点検、医療情報との突合 点検回数 H30:12回 H31:12回 H32:12回 ⑤介護給付費通知の送付 (事業内容)介護サービス事業者からの介護報酬請求及び介護給付費の金額、利用したサービス内容等を受給者本人へ通知することで、不正請求の防止や適切なサービス利用の意識啓発を図る。 (指標)H30:3回 H31:3回 H32:3回	「○」 ①認定調査票の全件にあたる1479件実施した。各調査員の調査項目の選択状況を県及び国平均と比較し、選択状況のばらつき改善を図った。県主催の介護認定調査員現任研修に出席した。 ②住宅介護支援事業所との連絡会に出席して担当介護支援専門員へのヒアリングを行った。604件のケアプラン点検を実施して、適切なケアマネジメントの重要性の再認識を促しケアプランの質の向上と介護支援専門員の適正給付の意識付けに繋がった。また不必要と思われるサービスを見直すことにより安易なサービス提供の意識を変えたと共に介護給付の適正化を図った。 ③住宅改修及び福祉用具の点検については、事前申請や完了時の図面、見積書、写真などによる調査点検を行い不適切給付の未然防止を図った。 ④国保連合会作成の介護給付費適正化システムを活用することにより、比較的容易に不適切給付を把握することができ効率的に介護給付の適正化を図ることができた。医療情報との突合については過誤申立は無かった。 ⑤5月に1662件、11月に1695件の介護給付費通知書を発送して、利用状況を通知した。	①引き続き調査項目選択が適正に行われているか確認する。併せて新たな課題が無いかを確認する。 ②住宅介護支援事業所訪問前の資料確認や実地調査を通じて点検支援を行うことにより、個々の受給者に真に必要なサービスが提供されるよう、ケアプラン点検を一層強化する。 ③職員の住宅改修や福祉用具に関する知識不足を補うため、理学療法士や作業療法士など専門職の協力を得て点検を推進する。 ④請求や点検に係る職員の知識不足を補うため、国保連主催のシステム研修会を受講して理解を深め、課内で共有する。 ⑤利用者に判りやすい通知となるよう、効果的な通知内容や説明文記載の充実化を図る。通知書については71%が内容や金額を確認し介護サービスの利用状況についても把握しているが、届いていても内容や金額を確認していないか、届いていることも知らないという方が26%いるため、より充実化を図る必要がある。